

# 小金井市災害廃棄物処理計画概要版

## 1 背景と目的

令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震では、道路の寸断や廃棄物処理施設の被災により、廃棄物処理に大きな支障が生じました。これらのほかにも、近年、全国各地で大規模な地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しています。

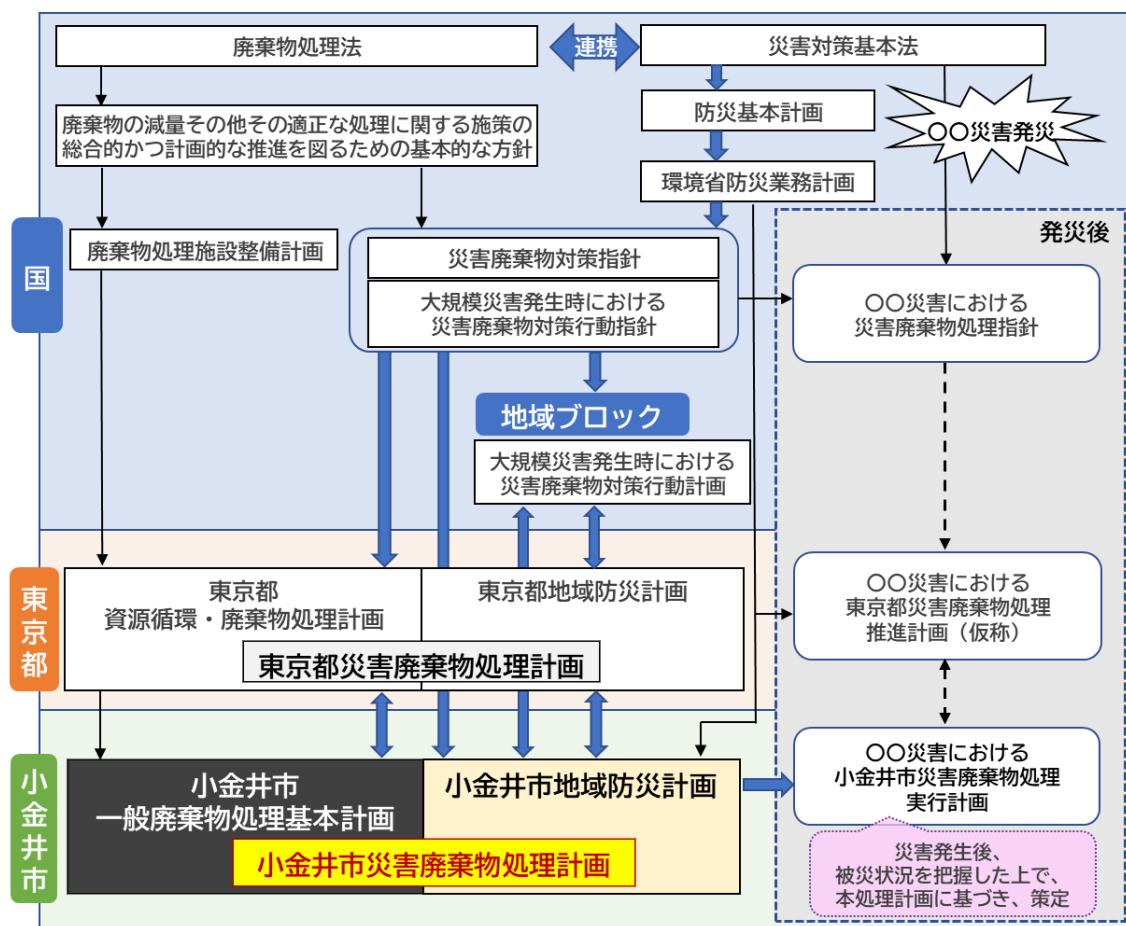
国は、関係法令の改正による制度的な対応や、過去の災害から得られた知見を踏まえ、災害廃棄物対策指針を改定する等、地方公共団体における災害対応力の強化に取り組んでいます。

東京都は、首都直下地震の被害想定の見直しや近年風水害が増加していることを踏まえ、令和5年9月に「東京都災害廃棄物処理計画」を改定する等、災害廃棄物への対応力の強化に取り組んでいます。

「小金井市災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）は、大規模災害の発生時に、膨大に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の被害を防止するとともに、早期の復旧・復興に資するための基本的事項を定めるものです。

## 2 計画の位置付け

国の指針を踏まえ、関連計画等と整合を図り、災害時に発生する廃棄物の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものであり、発災時に策定する実行計画の骨子となるものです。本計画と他の法律・計画等との関係は、次のとおりです。



### 3 計画の対象

本計画は、地震災害、風水害、土砂災害及び火山災害を対象とします。

本計画では、主に地震災害による最大規模の被害を想定しており、本市の最大規模の被害（多摩東部直下地震）として、家屋の全壊被害445棟、半壊被害1,567棟などにより約20万トンの災害廃棄物が発生する見込みです。

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、市が包括的な処理責任を負います。また、本計画では以下の太枠内のおり、市が包括的な処理責任を負う災害廃棄物のほか、被災者や避難者の生活に伴い発生する避難所ごみ等についても対象とします。

廃棄物の種類	内容
一般廃棄物	<b>災害廃棄物</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災家屋から排出される家財道具等（片付けごみ）</li> <li>被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物（解体ごみ）</li> <li>道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物</li> <li>仮設トイレからのし尿</li> <li>その他、災害に起因する廃棄物</li> </ul>
	<b>避難所ごみ等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災した市民の排出する生活ごみ、使用済携帯トイレ等（通常生活で排出される生活ごみを除く。）</li> <li>避難施設で排出される生活ごみ（避難所ごみ）</li> </ul>
	家庭ごみ、し尿 <ul style="list-style-type: none"> <li>通常生活で排出される生活ごみ・し尿</li> </ul>
	事業系一般廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）</li> </ul>
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物</li> </ul>

### 4 基本方針

災害廃棄物処理の基本方針を以下のとおりとします。

安全で安心できる処理	復旧・復興に資する処理	持続性を確保できる処理
------------	-------------	-------------

① 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進します。
② 迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行います。
③ 環境に配慮した処理	災害時の混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。
④ 衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生的な処理を図ります。
⑤ 安全の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺市民や処理従事者の安全の確保を徹底します。
⑥ 再資源化の推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別・選別により可能な限り再資源化を推進し、最終処理量の削減を図ります。
⑦ 経済性に配慮した処理	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、コスト意識を持ち、可能な限り経費の削減に努めます。

## 5 災害時に発生する廃棄物の処理

災害時は、生活環境の保全等の観点から、まず生活ごみ、避難所ごみ、し尿の収集運搬・処理を優先します。発災後、廃棄物処理体制に係る問題を確認し、支障がある場合はそれを解消し、速やかに生活ごみ、避難所ごみ、し尿の収集運搬・処理を再開します。

早期の復旧・復興に向け、片付けごみ、解体ごみ等の災害廃棄物の処理は、可能な限り早期の完了を目指します。過去の大規模災害の事例を踏まえ、最長で3年とします。

大規模な災害が発生した際は膨大な災害廃棄物が発生することから、災害廃棄物処理を加速化させるため、災害廃棄物合同処理本部や東京都等の各主体と連携して、広域処理することを検討します。

安定的かつ着実に災害廃棄物処理対応に当たるためにも、災害時に発生する廃棄物の処理フローを平常時から検討し、災害時に被害状況に応じて適切に対応に当たります。

### 生活ごみ

可能な限り平常通りの収集としますが、大規模地震が発生した場合、発災直後は生活ごみの収集作業を中止し、被災状況の把握などの緊急対応を優先的に行うことを原則とします。

### 避難所ごみ

避難所においても可能な限り平常時と同様の分別区分で排出を行えるよう対応を検討します。

### し尿

可能な限り平常通り公共下水道又は一部事務組合等のし尿処理施設で行います。し尿処理施設が被災した場合は、発災初動期には携帯トイレ等を活用します。膨大に発生する使用済み携帯トイレ等の収集・処理方法については、一部事務組合等と平常時から検討します。

### 災害廃棄物

片付けごみや解体ごみ等の災害廃棄物は、処理先への搬出までの間、市が設置する一次仮置場等で分別した上で一時的に保管します。

片付けごみは市が定める分別基準に則り、市民による地区集積所への排出、市による戸別収集を併用して対応に当たります。

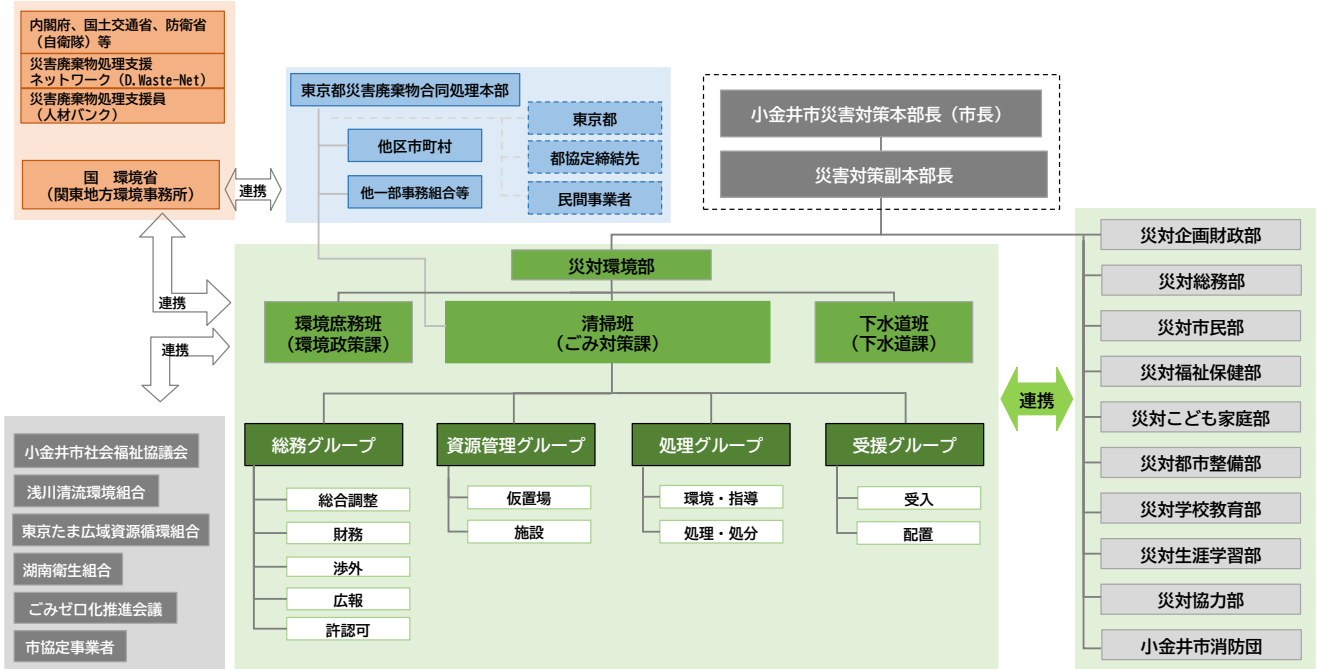
市は早期に市民が片付けごみを排出できるよう地区集積所の開設を優先的に進めるとともに、緊急仮置場に排出された片付けごみを戸別収集する体制を構築します。

呼称	定義
緊急仮置場	・市による戸別収集の対象になる災害廃棄物（地区集積所に持ち込めない大型家具等の片付けごみ）の、緊急排出先。
地区集積所	・被災家屋から発生した破損・故障した家財道具等を被災者が排出するために、市が選定した中規模な市内の公園等に一時的に設置される集積所。
一次仮置場	・緊急仮置場や地区集積所に排出された片付けごみ、被災現場等から発生した解体ごみを搬入するために、大規模な市内の公園や運動場等に設置される集積所。 ・災害廃棄物の前処理（粗選別、破碎等）を行い、中間処理施設等へ積み替える拠点。
二次仮置場	・一次仮置場での分別・処理が不十分である場合や一次仮置場の保管能力が不足している場合、必要に応じて複数自治体による合同で設置される集積所。

## 6 組織体制、関係主体との連携・協力

災害時に発生する廃棄物を適正に処理するには、速やかな市内組織体制の構築及び指揮命令系統の確立が必須です。平常時から様々な場面を想定した組織体制を構築できるよう、その他災対部との連携強化も図り、各種協定や国の支援制度等も活用して、他自治体等からの人的支援も想定します。

災害時に発生する廃棄物を適正に処理するため、関係行政機関だけでなく市民・災害ボランティア等も含め、関係主体との協力・連携体制を速やかに構築する必要があります。各主体の主な役割は以下のとおりです。



各主体	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自区域内で発生した災害廃棄物について、必要に応じて収集し、処理・処分まで一時的に保管するための地区集積所・一次仮置場の管理・運営を行います。</li> <li>・ごみ出しに係る情報を市民に速やかに伝達できるよう、様々な情報伝達方法等を検討し周知・広報を行います。</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が定めた分別に則り、災害時でも排出段階での分別の徹底が求められます。</li> </ul>
ごみゼロ化推進員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の代表として、排出段階での分別の徹底などを率先して実行することが求められます。</li> <li>・市の協力要請にのっとり、市が開設した地区集積所の管理・運営補助を行うことが求められます。</li> </ul>
災害ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と連携して被災家屋の後片付け等の被災者支援を行い、市が指定している排出先に持ち込む等の協力が求められます。</li> </ul>
一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時から災害時に発生した廃棄物の受入に関して市と協議を行い、災害時には適正かつ円滑・迅速に廃棄物の処理を行います。</li> </ul>
東京都・国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理主体である市が適正に災害廃棄物を処理できるよう技術的支援、広域処理の要請等の調整を行います。</li> </ul>



小金井市災害廃棄物処理計画概要版  
 発行：令和8年3月 小金井市 編集：環境部ごみ対策課  
 〒184-8504 東京都小金井市本町6丁目6番3号  
 電話：042-387-9835 FAX：042-383-6577

